



2013年12月11日

各 位

会 社 名 伊藤忠商事株式会社  
代表者名 取締役社長 岡藤 正広  
(コード番号 8001 東証第一部)  
問合せ先 広報部長 高田 知幸  
(TEL. 03-3497-7291)

### 株式会社ヤナセ株券に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

伊藤忠商事株式会社（以下「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、平成25年11月12日において、株式会社ヤナセ（以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成25年11月13日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成25年12月10日をもって終了いたしましたので、その結果について、以下のとおりお知らせいたします。

#### 1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

伊藤忠商事株式会社  
大阪市北区梅田3丁目1番3号

(2) 対象者の名称

株式会社ヤナセ

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付け予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
6,484,000株	6,484,000株	6,484,000株

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(6,484,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(6,484,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第32条に規

定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、対象者は法令の手續に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

#### (5) 買付け等の期間

##### ① 届出当初の買付け等の期間

平成25年11月13日（水）から平成25年12月10日（火）まで（20営業日）

##### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付け期間は30営業日、平成25年12月25日（水曜日）までとなる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

#### (6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金509円

## 2. 買付け等の結果

### (1) 買付け等の成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数（6,484,000株）が買付け予定数の下限（6,484,000株）に達し、かつ、買付け予定数の上限（6,484,000株）を超えなかったため、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2) 公開買付けの結果の公告及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成25年12月11日に株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

### (3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付け数
株券	6,484,000株	6,484,000株

新株予約権証券	一株	一株
新株予約権付社債券	一株	一株
株券等信託受益証券 ( )	一株	一株
株券等預託証券 ( )	一株	一株
合計	6,484,000株	6,484,000株
(潜在株券等の数の合計)	一株	一株

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	12,152 個	(買付け等前における株券等所有割合 25.72%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	4,333 個	(買付け等前における株券等所有割合 9.17%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	18,636 個	(買付け等後における株券等所有割合 39.44%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	4,333 個	(買付け等後における株券等所有割合 9.17%)
対象者の総株主等の議決権の数	47,192 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成25年6月18日に提出した第141期中(自平成24年10月1日至平成25年3月31日)半期報告書記載の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、同半期報告書に記載された平成25年3月31日現在の発行済株式総数(47,260,000株)から、同半期報告書に記載された平成25年3月31日現在の対象者の自己株式数(10,830株)を控除した株式数(47,249,170株)に係る議決権の数(47,249個)として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

東海東京証券株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

② 決済の開始日

平成25年12月16日(月曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは現金にて行い、決済方法は、買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以降遅滞なく、応募受付けをした公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金する方法によります。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、当社が平成25年11月12日付で公表した「株式会社ヤナセ株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更はありません。

なお、本公開買付けが当社の連結業績に与える影響は軽微です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

伊藤忠商事株式会社 東京本社 東京都港区北青山2丁目5番1号

以上